



許可番号第 02320002042 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

氏 名 共英製鋼 株式会社
代表取締役 坂本 尚吾 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許可の年月日 令和 4 (2022) 年 2月 2日
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 12月 4日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (蛍光管の破砕、焼却溶融、破砕、破砕・選別、溶融)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 蛍光管の破砕

金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 2品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

イ 焼却溶融

汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 破砕

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 1品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)



エ 破碎・選別

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
金属くず（自動車等破碎物を除く。）

以上 2品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

オ 溶融

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 4品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 蛍光管の破碎施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字新政成字未之切 809番1

イ 設置年月日

平成27年3月20日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず
（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.48t/日（0.56t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 焼却溶融施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字新政成字未之切 809番1

イ 設置年月日

平成4年10月6日

ウ 処理能力

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸
（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず
（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成10年3月25日 使用届出

(3) 破碎施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字新政成字未之切809番1

イ 設置年月日

平成25年8月20日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石
綿含有産業廃棄物を除く。)

4.95t/日 (0.45t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(4) 破碎・選別施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字新政成字未之切809番1

イ 設置年月日

平成25年8月20日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
金属くず (自動車等破碎物を除く。)

4.95t/日 (0.45t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(5) 溶融施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字新政成字未之切809番1

イ 設置年月日

平成4年10月6日

ウ 処理能力

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)

72t/日 (3t/時間)

金属くず (自動車等破碎物を除く。)

72t/日 (3t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、
改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び
陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃
棄物を除く。）

72t/日（3t/時間）

鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）

72t/日（3t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 3年12月 5日 新規許可

平成 8年11月29日 更新許可

平成13年12月 5日 更新許可

平成20年 8月28日 更新許可

平成23年12月 5日 更新許可

平成28年12月 5日 更新許可

令和 4年 2月 2日 更新許可

令和 7年 8月 5日 書換

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無